

## 医事課からのお知らせ

### 医事課

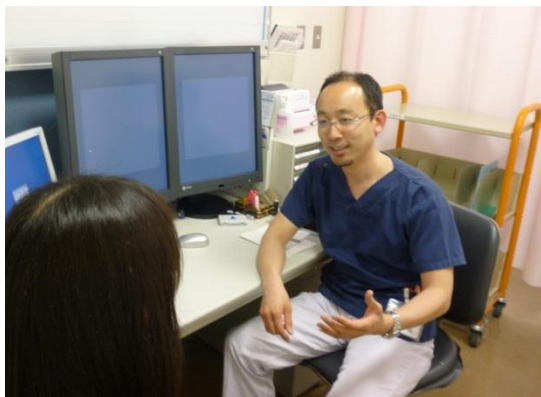
#### ○乳腺外科の新設

平成28年4月1日から、茅ヶ崎市立病院に乳腺領域を診療する専門医を迎え、「乳腺外科」を診療科として新たに開設しました。

これまで茅ヶ崎市立病院では、外科の中の特殊外来として、乳腺外来を設置し、木曜日の午後のみ外科の医師が診療を行って来ました。今年度からは乳腺外科を開設するに当たり、乳腺疾病を専門に診断、治療する2名の医師を横浜市立大学医学部消化器・腫瘍外科より迎え、月曜日から木曜日まで週4日間診療を行っています。

湘南東部医療圏（茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町）には、乳腺疾患を専門にする医師が少なく、多くの患者さんが他の医療圏域での治療を余儀なくされていました。

茅ヶ崎市立病院で乳腺外科を新設することにより、患者様がより身近な地域で、専門的な治療を受けられるよう、地域内の病院で連携を取りながら、患者様の利便性の向上を目指していきます。



乳腺外科の診察風景

#### ○予約センターの開設

平成27年7月6日（月）より、1階エスカレーター下に予約センターを開設しました。

開設時は、内科系の診療科から受付を開始し、現在は内科系及び外科系の（小児科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科を除く）全診療科の再診の予約取得・変更業務を行っています。

また、予約センターで受付を行っている診療科について、電話変更の受付時間を15:00～16:30から、14:00～16:45に拡大しました。

予約センターが開設されるまでは、次回の診察の予約や予約変更の受付を、各ブロック受付で行っていたため、診察後の待ち時間が長くなり、一部の診療科のブロック受付周辺に混雑が生じていました。しかし、予約センターの開設により、予約業務を集約したことで、ブロック受付の混雑は大幅に緩和されました。

予約センターでの受付時間は9:00～17:00まで、電話での変更受付は14:00～16:45となっています。

なお、新患予約受付については、現在のところ予約センターでの取り扱いはありません。



予約センター内風景

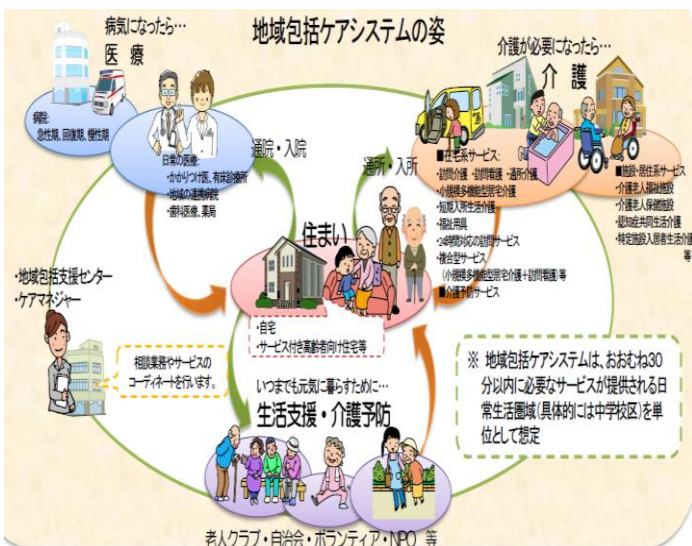
## ○平成 28 年度診療報酬改定について

はじめに診療報酬(点数)制度とは、医療機関にかかった際の費用とその支払方法を定めた制度のことです。1 点=10 円ですので、合計点数×10 円がその時の医療費の総額となります。原則、その 3 割(年齢・収入によって負担は変わります)を患者さんにお支払いいただき、残りの 7 割は医療機関が保険者に請求して受け取っています。

治療や検査に約 6 千項目、薬に約 1 万 4 千項目、医療材料に約 700 項目の点数が定められており、さらに算定要件を合わせると複雑かつ緻密に公定価格が定められています。

この制度は 2 年に 1 度見直しが行われており、平成 28 年 4 月に改定が行われました。

今回の改定は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制『地域包括ケアシステム』の構築を推進に重点が置かれ、退院支援に対する点数が新たに設定されました。



これには、入院治療や手術を必要とする患者さんの治療は大規模病院が行い、外来等で対応できる軽症患者さんの治療は小規模病院や診療所が行うといったような、患者の重症度に応じて紹介し合う「外来の機能分化・連携」の仕組みを推進するために、紹介状を持たずに大病院(500床以上)を受診した患者から大病院が定額負担金を徴収するルールも含まれます。当院は 401 床のため、この定額負担金を徴収する大病院には該当しませんが、患者さんが日常的にかかりやすい診療所(主治医・かかりつけ医)をお持ちいただくため、紹介状をお持ちでない初診の患者さんに選定療養費(2,160 円)をいただいております。

このほかにも歯科医師や調剤薬局との連携、リハビリ等の点数が見直されています。

また、平成 28 年 4 月 1 日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的にご負担いただくこととなりました。

### 【入院時1食あたりの負担額】

区分	平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
① 一般の方	260円	360円	460円
② 住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	210円	負担額の引き上げは行いません	
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	負担額の引き上げは行いません	

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。  
負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

2 年後の平成 30 年は介護保険と同時改定となり、今年度よりも大きな改定になると予想されていますので、当院も今から体制を整える準備をしております。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。